

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和5年2月24日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁東館2階 静岡県知事直轄組織知事戦略局広聴広報課

電話番号 054-221-2244

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第4号

(2) 業務名

令和5年度県庁案内デジタル化事業業務委託

(3) 業務概要

静岡県庁東館2階エレベーターホールに設置している「県庁案内タッチディスプレイ」のシステム・サーバー等の保守・管理及び別館1階案内所への機器新規設置とシステム・サーバー等の保守・管理

(4) 業務期間

契約日から令和6年3月31日まで

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県の情報システム開発等の業務委託に係る競争入札参加資格において、「システム運用・管理」の業務区分を有している者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の情報システム開発等の業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキまでに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 機器及びシステムに故障や異常があった際、迅速に対応する必要があることから静岡県内に本社、支店又は営業所を有すること。

5 入札者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認申請書等を令和5年3月6日（月）正午まで（土曜日及び日曜日を除く。）に6 ②に郵送又は持参で提出しなければならない。

6 入札説明書の配布場所及び担当部局

(1) 配布場所

静岡県広聴広報課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040978/1006015.html>)

(2) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁東館2階 静岡県知事戦略局広聴広報課

電話 054 (221) 2244

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和5年3月16日（木）午前10時

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館2階 第2会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件等に違反した者の入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) この入札による契約は、令和5年度静岡県一般会計予算のうち県政情報提供事業に係るものの成立を条件とし、契約の締結は令和5年度予算の執行であるため、契約締結日は令和5年4月1日となる。
- (2) 入札説明会を行わない。
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) 落札者は、県と契約締結する際、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。
また、委託業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、県にその写しを提出すること。
- (5) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 照会窓口は、静岡県知事直轄組織知事戦略局広聴広報課（電話054-221-2244）とする。